

スタジオ smasse 利用要項

(趣旨)

第1条 この要項は、釜石ガス株式会社（以下「当社」という。）が所有する、スタジオ smasse（以下「スタジオ」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 利用時間は原則として午前10時～午後4時までとする。

(休館日)

第3条 スタジオの休館日は、原則として次の通りとする。

- (1) 日曜日、祝日
- (2) 年末年始：12月28日から1月4日まで
- (3) お盆：8月12日から8月17日

(利用の申し込み)

第4条 スタジオを利用するものは、予め空き状況を確認の上、スタジオ smasse 利用申込書（様式第1号）に必要事項を記入して事前に申し込みを行うこと。

(利用条件)

第5条 スタジオを利用するものは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用時間を守ること
- (2) 利用時間内に清掃及び後始末をすること
- (3) 使用した物品の確認を行い、所定の位置に返納すること
- (4) スタジオの設備又は貸与を受けた用具を、故意又は重大な過失により破損もしくは紛失した場合は、利用責任者が弁償すること

(利用の制限等)

第6条 スタジオは、次のいずれかに該当する場合には、利用できない。

- (1) 物品販売等の営利のみを目的として利用する場合
- (2) スタジオにおける秩序を乱し、または公益を害する恐れがあるとき
- (3) スタジオの設置の目的に反するとき
- (4) スタジオの管理上支障があるとき
- (5) その他当社が必要と認めたとき

(利用の取消等)

第7条 当社は、利用するものが前条各号のいずれかに該当するに至った場合は、利用

の取消、又は利用を制限し、もしくは停止させることが出来る。

(利用料金)

第8条 スタジオを利用する場合は、次に掲げる利用料金を支払う。また、利用日当日において、当該利用に引き続く時間帯が利用可能である場合に限り、1時間単位で延長利用することができる。その場合の利用料金についても同様とする。

利用料金：1,000円/時間(税別)

(利用料金の支払日)

第9条 使用料金の支払いは、原則として利用日当日の利用開始時とする。

2 前項について、当社が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(利用の取り消し)

第10条 利用日当日に利用取り消しの申し出があった場合は、取り消し料として第8条に掲げた利用料金を、利用申込書に記載されている利用時間相当分を支払う。ただし、利用者の責めに帰することができない事由により利用取り消しの申し出あった場合は、この限りではない。

(利用料金の返還)

第11条 利用開始後に利用取り消しの申し出があった場合、未経過時間帯があっても利用料金は返還しない。ただし、利用者の責めに帰することができない事由により、利用ができなくなった場合は、前項の規定に関わらず、既納の利用料金の全額を返還する。

(補足)

第12条 この要項に定めるもののほか必要な事項は当社が定める。

附 則

この要項は、2019年1月1日から施行する。